

とでもいえる時間帯に、犯罪弱者である児童生徒を被害対象にした悪質な事件を発生させる重要要因となっている。本事件もその一つと考えられる。

特に、最初にこの通学路に隣接する団地街を設計した関係者に、学校と団地街は同一の空間構成＝地区計画の中で捉らえなくとも良い、団地街の設計は団地街内部のことだけその設計基準に入れればよい、という基本認識が在ったのではないか。もしくは、団地街が造られた後から小学校が建ち、通学路が「必要だから」造られた、という計画性のない街区造りが進行したのかもしれない。

結果として、だから、通学路に対し、あれだけの丈の植栽が植えられ、通学路に対する団地からの視線による監視性を簡単に切断してしまった、と考えられる。

犯罪弱者、特に小学生が定常的に利用する様な施設設備等（通学路等）には、先入観念を持って設計に臨んではならない。その施設設備だけではない、周辺環境（本事件でいえば団地街）にも無造作に死角を産み出させないという思考を持って設計し計画を立てることの重要性が強調される。

カ．団地住棟による視線遮断壁面の形成（視線監視性の劣性＝Point6）

団地住棟そのものにも問題がある。

本通学路に対し右手側の団地住棟は、通学路に対し横向きの面を見せ、平行して並ぶ様にして配置されている（写真1参照）。いわゆる横腹を見せている。そのため、通学路に対しては、住棟は一面の大きな壁を形成してしまっている。

住棟定住者が、居住しながら24時間周辺に注ぐ視線は、この通学路には全く期待できない状態にある（写真9）。さらに先に述べた様に、団地街と通学路の境界には、植栽が同じ様に視線を遮断して植えられていた。即ち、本事件現場とな通学路は、身近に大勢の住民が生活しながら意図されない二重の仕組みによって、視線が切断された状況下に置かれていたといえる。

これまでに指摘してきた様に、団地街の設計には周囲への十分な配慮が必要であるが、その必要は街区だけでなく、住棟そのものにも必要なことが強調される。

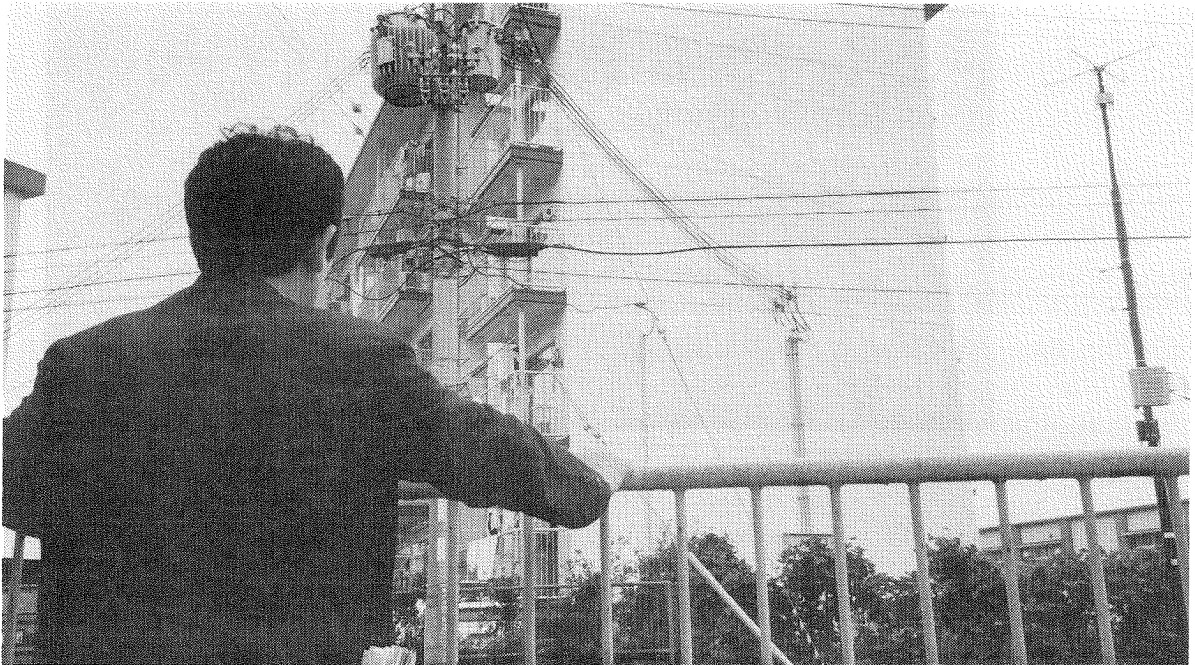


写真9 通学路の横は、コンクリートの大きな壁であった。

(2) 第2事件発生地点＝小学3年女児刺傷事件現場の空間的問題点

ア. 定常的な人気の無さ（空間の相対的な脆弱性＝Point7）

本事件は、市街地幹線道路脇に設けられた歩道で発生した。道路の両脇に歩道が設置されていたが、片側は団地街、その反対側は脇に公園のある歩道となっていた（写真2参照）。事件は公園の在る側で発生した。

加害少年が、団地街ではなく、公園側の歩道を選択した背景には、公園側には住民の定常的な視線が存在しない、それは事件を発見された時に追跡される危険性がより低い、逆に言えば未咎められ追跡されるその可能性が公園側「より低い」という配慮が加害少年に働いたことは、ほとんど24時間人気のない公園空地に接してみれば十分にうかがい知れる（写真10）。